

こんなときには共済組合に届出が必要です

共済組合では、組合員や被扶養者の皆さんの資格情報を管理していますので、次の異動事由に該当したときは共済事務担当課をとおして（任意継続組合員の方は直接当組合保険課に）届出をお願いします。

異動事由	手続き方法
●氏名が変更になったとき	<p>「速やかに」</p> <p>「組合員申告書」または「被扶養者申告書」に組合員証等を添えて提出してください。</p>
●転居したとき	<p>「速やかに」</p> <p>「組合員申告書」を提出してください。 ※配偶者（20歳以上60歳未満）がいる場合は「国民年金第3号被保険者住所変更届」も提出してください。（任意継続組合員の方は不要です）</p>
●医療福祉費支給制度（マル福）に該当したとき	<p>「速やかに」</p> <p>「組合員申告書」または「被扶養者申告書」を提出してください。</p>
●被扶養者が増えたとき （出生、結婚、退職など）	<p>「速やかに（30日以内）」</p> <p>「被扶養者申告書」に必要書類を添えて提出してください。 ※届出が事実発生から30日を超えた場合は届けた日からの認定となります。</p>
●被扶養者でなくなったとき ①被扶養者の就職、結婚、死亡 ②被扶養者の収入が認定基準額を超過 ③被扶養者が雇用保険（基本手当日額3,612円以上）を受給	<p>「速やかに」</p> <p>「被扶養者申告書」に被扶養者証及び次の各書類を添えて提出してください。 ①事実発生日が確認できるもの ②収入額が確認できるもの ③雇用保険受給資格者証（写） ※資格喪失後に被扶養者証を使用して医療機関を受診した場合は、当組合が負担した医療費を返還していただきます。</p>

※提出書類等については、共済事務担当課または当組合保険課へお問い合わせください。

～組合員証等を紛失・破損したときは再発行できます～

組合員の皆さんやご家族が使用されている組合員証等を紛失や破損（割れ、剥がれ等）した場合は、再発行することができます。（手数料はかかりません）

「組合員証等再交付申請書」（当組合ホームページの申請書類一覧からダウンロードできます）に必要事項を記入し、紛失の場合は誓約書を、破損の場合は破損した組合員証等を添えて共済事務担当課へ提出してください。

なお、任意継続組合員の方は直接当組合保険課へ送付してください。

〈お問い合わせ先〉 共済組合保険課 TEL 029-301-1413